

<政府宛要請書>

特定失踪者に関する要請書

平成15年11月27日

内閣官房長官殿
警察庁長官殿
公安調査庁長官殿
海上保安庁長官殿
防衛庁長官殿

特定失踪者問題調査会
代表 荒木和博
特定失踪者問題調査会家族支援委員会
委員長 真鍋貞樹

要請趣旨

特定失踪者問題調査会(以下、調査会)では、現在、16名の方を「拉致の疑いが濃い」として発表した(詳細は別紙参照)。今後の調査の結果次第では、さらに「拉致の疑いが濃い」方が増えていくことが予見されている。

調査会の認定は、捜査当局の認定の手法とは異なり、あくまでも状況証拠を積み重ねたものから総合的に判断するとともに、目撃情報などを加えて判断するに至ったものである。つまり、「拉致以外の可能性が全くない」ケースと判断したものである。このように、調査会の認定の手法は、警察当局などの物証を積み重ねていく手法とは異なるのである。しかしながら、「拉致」という極めて巧妙かつ時間的経過が経った犯罪行為を認定していく手法としては、本人が脱出するか亡命者からの正確な情報をもたらされない限り、この手段しか存在しないのである。

よって、政府におかれては、こうした「拉致の疑いが濃い」と認定した方々など、調査会に届けられたリストをはじめとした拉致の可能性のある失踪者について、再捜査もしくは再調査をされ、失踪の全容解明に努めるよう、強く要請するものである。

要請事項

1. 政府関係当局において、本調査会が「拉致の疑いが濃い」と認定した事案など、拉致の可能性のある失踪事件について、速やかに再捜査・再調査をされたい。
2. 再捜査・再調査の結果を、ご家族はもとより、可能な限り国民に公開されたい。
3. 再捜査・再調査の結果、「拉致」と政府が認定するに至った場合には、速やかに日朝交渉の俎上にのぼらせること。
4. 調査と並行し、朝鮮半島における緊急時に備え、邦人保護の立場からの救出のための準備を進めること。

以上

<拉致議連宛要請書>

特定失踪者に関しての要請書

平成15年11月27日

北朝鮮に拉致された日本人を
早期に救出するために行動する議員連盟
会長 平沼赳夫殿

特定失踪者問題調査会
代表 荒木和博
特定失踪者問題調査会家族支援委員会
委員長 真鍋貞樹

要請趣旨

特定失踪者問題調査会(以下、調査会)では、現在、16名の方を「拉致の疑いが濃い」として発表した(詳細は別紙参照)。今後の調査の結果次第では、さらに「拉致の疑いが濃い」方が増えていくことが予見されています。

調査会の認定は、捜査当局の認定の手法とは異なり、あくまでも状況証拠を積み重ねたものから総合的に判断するとともに、目撃情報などを加えて判断するに至ったものです。つまり、「拉致以外の可能性が全くない」ケースと判断したものです。このように、調査会の認定の手法は、警察当局などの物証を積み重ねていく手法とは異なるのです。しかしながら、「拉致」という極めて巧妙かつ時間的経過が経った犯罪行為を認定していく手法とし

ては、本人が脱出するか亡命者からの正確な情報をもたらされない限り、この手段しか存在しないのです。

よって、「拉致議連」におかれましては、政府に対して、こうした「拉致の疑いが濃い」と認定した方々など、調査会に届けられたリストをはじめとした拉致の可能性のある失踪者について、再捜査もしくは再調査をされ、失踪の全容解明に努めるよう、強く働きかけるよう要請致します。

要請事項

1. 政府関係当局において、本調査会が「拉致の疑いが濃い」と認定した事案など、拉致の可能性のある失踪事件について、速やかに再捜査・再調査をされるよう働きかけてください。
2. 再捜査・再調査の結果を、ご家族はもとより、可能な限り国民に公開されるよう働きかけてください。
3. 再捜査・再調査の結果、「拉致」と政府が認定するに至った場合には、速やかに日朝交渉の俎上にのぼらせるよう働きかけてください。
4. 調査と並行し、朝鮮半島における緊急時に備え、邦人保護の立場からの救出のための準備を進めるよう働きかけてください。

以上